

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 令和 7 年度 医療費通知作成等業務

上記の役務について、札幌市職員共済組合（以下「委託者」という。）と、
（以下「受託者」という。）は、
次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 受託者が委託者に引き渡す医療費通知 1 通につき、
金〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）
- 2 履行期間 令和 7 年 月 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 契約保証金
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

令和 7 年 月 日

委託者 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市職員共済組合
理事長 山 本 健 晴

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第16条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者又は受託者の従業員は、この契約の履行期間及び履行後において、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、受託者の従業員に対し、前項の秘密保持について適切な指導管理をしなければならない。

3 秘密保持についての細目は、別途「データ及び個人情報の保護に関する覚書」にこれを定める。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第3条 受託者は、役務の遂行上取得した個人情報を、受託した役務の遂行目的以外の、いかなる目的にも利用してはならない。

(複写・複製、第三者提供の禁止)

第4条 受託者は、委託者の書面による承諾なしに役務の遂行上取得した個人情報を複写、複製したり、第三者に提供したりしてはならない。

(個人情報の管理状況に関する報告の義務)

第5条 委託者は、受託者に対して、随時、役務の遂行上取得した個人情報について受託者の安全管理義務の実施状況、監査内容等について、報告を求めることができる。

2 受託者は、前項の報告を求められた場合には、これに協力しなければならない。

(契約保証金)

第6条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合（この場合において、同規則同条中「市長」とあるのは、「理事長」と、「本市」とあるのは「当組合」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ受託者が書面により申請を行い、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認め、あらかじめ受託者が書面により申請を行い、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得て、第三者に業務を再委託する場合、受託者が委託者との関係で負うすべての義務を第三者に対しても遵守させなければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第9条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(業務責任者)

第10条 受託者は、この契約締結後、業務責任者を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、委託者の担当職員の指示に従い役務に関して一切の事項を処理するものとする。

3 委託者は、役務の履行に関する委託者としての注文、指示等を、受託者の業務責任者に対して行うものとする。

4 委託者は、受託者の業務責任者について、役務の履行又は管理につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(事故等の発生時における報告の義務)

第11条 受託者は、役務の遂行上取得した個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が生じたときは、委託者に対し、ただちに報告し、委託者と協議の上、委託者と協力して対策を講じるものとする。

(資料および物品等の貸与、役務遂行上の義務)

第12条 委託者は、受託者に対し役務に必要な情報を提供し、資料および物品を受託者と協議のうえ無償で貸与する。

2 委託者は、受託者にデータ処理用CD-RW又はDVD-RWを貸与する。ただし、受託者は、委託者が貸与するCD-RW又はDVD-RWを当該役務以外に使用してはならない。

3 受託者は、委託された役務を委託者の指示に基づき、指定された期日までに完了しなけ

ればならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 役務が終了したとき又は第22条の規定により契約を解除された場合は、受託者は、委託者に対し、役務の遂行上取得した個人情報を記録した媒体をすべて返還し、かつ受託者の管理する役務の遂行上取得した個人情報をすべて消去又は廃棄しなければならない。ただし、委託者が必要と認める場合は、その必要とする期間は除くことができる。

(委託者に対する損害賠償)

第14条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第22条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第15条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第16条 受託者は、別表に定める各月の期間ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を書面にて委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(緊急の措置)

第17条 受託者は、委託された役務の実施に伴い、緊急に委託者からの指図を受けるべき事態が発生したときは、ただちに委託者に連絡し、その指示を受け、その指示に従い対処しなければならない。

2 受託者は、委託者からの指示を受けることができず、適宜の応急措置をとった場合には、事後ただちに委託者に報告しなければならない。

(契約の変更)

第18条 委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ、契約の内容を変更することができる。

(契約金額の支払)

第19条 受託者は、完了検査に合格したときは、別表に定める各月の期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数か

ら差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第20条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第16条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。

5 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第21条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
(契約の解除等)

第22条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 第16条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 役務が履行不能であるとき。
 - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
 - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
 - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
 - (7) 第7条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- 3 委託者は、第1項又は前項(第8号を除く。)の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 5 第1項各号又は第2項各号(第8号を除く。)に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

- 第22条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。
- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、第 6 条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第 1 項の賠償金に充当することができる。

(契約解除に伴う措置)

第 22 条の 3 受託者は、第 22 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第 22 条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

(契約保証金の返還)

第 23 条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(残存義務)

第 25 条 第 2 条、第 4 条、第 14 条及び第 15 条は、この契約終了又は解除された後もその効力を維持するものとする。

(その他)

第 26 条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

(別表)

印字データ引渡しから納品期限までのスケジュール

回	作業年月	印字データ引渡し日	納品期限	備考
1	令和7年6月	令和7年6月6日 ～11日のいずれか	令和7年6月17日 ～20日のいずれか	
2	令和7年9月	令和7年9月5日 ～10日のいずれか	令和7年9月17日 ～22日のいずれか	
3	令和7年12月	令和7年12月5日 ～10日のいずれか	令和7年12月16日 ～19日のいずれか	
4	令和8年3月	令和8年3月6日 ～11日のいずれか	令和8年3月17日 ～23日のいずれか	

※いずれも、データ引渡しから納品までは9日間（7営業日）程度であること。

※確定した日付は、原則として前月25日頃に担当課から受託業者に連絡する。

業務責任者指定通知書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市職員共済組合理事長

受託者

印

業 務 名	令和7年度 医療費通知作成等業務
契約書第10条第1項に基づき、業務責任者を下記のとおり定めたので通知します。	
記	

データ及び個人情報の保護に関する覚書

令和7年〇月〇日付で札幌市職員共済組合(以下「委託者」という。)と受託者〇〇〇〇(以下「受託者」という。)との間に締結した医療費通知作成等業務に係る業務委託契約(以下「本契約」という。)の付帯事項として、データ(個人情報に関するものを含む。以下同じ。)の保護及び管理に関して次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 この覚書は、本契約に付随して知り得た秘密の第三者への漏えい及びデータの紛失、焼失、棄損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずることにより、データの保護及び適正な管理を行うことを目的とする。

(秘密の保持)

第2条 受託者及び受託者の作業に従事している者又は従事していた者は、本契約の履行期間及び履行後において、本契約に基づき委託者から委託を受けた業務に関し、知り得た次条に定める秘密を漏えいしてはならない。

(秘密の範囲)

第3条 本覚書に定める秘密の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 委託業務遂行のため委託者から預託された、組合員および被扶養者に関する情報で光ディスク、その他の媒体に記録されているもの及び委託者の指定するもの(以下「データ等」という。)の内容
- (2) 委託者から預託されたデータ等をもとにして処理又は加工した結果、得られた内容
- (3) 委託者の指示に基づき、特に秘密扱いをすべき旨取り決められた委託者の業務上及び技術上の秘密事項

(管理等)

第4条 受託者は、本契約業務を処理するにあたってデータ等を的確に管理するため、個人情報管理責任者及び個人情報管理補助者を指定して、別紙1の通知書により委託者に通知しなければならない。変更する場合も同様とする。

2 受託者は、本契約業務を処理するにあたってデータ等を取扱う従事者を限定し、別紙2の通知書をもって委託者に通知しなければならない。変更する場合も同様とする。

3 受託者は、秘密保護の重要性にかんがみ、秘密保護に遺漏のないよう就業規則、業務規程、その他の規定等を整備しなければならない。

4 受託者は、第2項の従事者に、委託者から預託されたデータ等及び個人情報の適正な取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。

(教育訓練)

第5条 受託者は、受託者の従業員に対し、委託者の秘密を保護することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練しなければならない。

(牽制組織)

第6条 受託者は、委託者の指示する業務の処理にあたっては、原則として複数の者が行うものとし、秘密保護のため、受託者の従業員が相互に牽制し得る体制を組織しなければならない。

(データ等の授受)

第7条 受託者は、データ等の授受を行う者を指定し、別紙3の通知書をもって委託者に通知するものとする。

2 委託者は、受託者に業務を委託するにあたり、データ等を委託者の指定する場所で引渡し、受託者は、データ等の貸出を受けたことの確認のため、別紙4の確認表に押印をする。

3 受託者は、業務の期間内に作業を完了し、データ等及び成果物を委託者の指定する場所で返却、納品する。委託者は返却、納品の確認後、別紙4の確認表に押印をする。

4 データ等の授受は、第1項により指定された者が身分証明書を携帯し、名札を着用のうえ、委託者の指定する場所で、数量、種類等を検査したうえで行わなければならない。

(データ等の搬送)

第8条 受託者は、データ等の搬送にあたっては、汚損、破損、紛失等のないよう収納ケース等に確実に収め、施錠し、事故がないように十分に配慮しなければならない。

2 受託者は、前項の収納ケース等の鍵を、最善の方法又は委託者の指定する方法で保管・管理しなければならない。また、データ等の搬送中には鍵を携帯しないものとし、開閉に当たっては、委託者の指定する場所で行うものとする。

3 受託者は、第4条第1項で指定した個人情報管理責任者及び個人情報管理補助者に、収納ケース等の鍵の保管・管理を行わせるものとする。

(データ等の保管)

第9条 受託者は、委託者の指定した場所で作業し、受領したデータ等の保管にあたっては、火災、水害等その他の災害及び盗難に備えて保管施設(耐火金庫等)を完備しなければならない。

(報告)

第10条 受託者は、委託者から提供を受けたデータ等に事故があったときは、ただちに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

(指導)

第11条 委託者は、受託者に対してデータ等の管理に関して調査、監督、指導を行い、必要と認めた場合は受託者に報告を求め適切な措置を講ずることができる。

(再委託の監督)

第12条 受託者は、本契約に基づき委託者の承諾を得て、第三者に業務を再委託する場合、この覚書の義務を第三者に対しても遵守させなければならない。

(協議事項)

第13条 この覚書によりがたい事項及び定めのない事項については、委託者

と受託者が協議のうえ定めるものとする。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上各々１通を所持する。

令和７年○月○日

札幌市中央区北１条西２丁目

委託者 札幌市職員共済組合

理事長 山 本 健 晴

㊞

住所

受託者 名称

代表者

㊞

個人情報管理責任者及び補助者指定通知書

令和 7 年 月 日

(あて先)

札幌市職員共済組合理事長

受託者 住 所
名 称
氏 名 ㊞

業 務 名	令和 7 年度 医療費通知作成等業務		
令和 7 年〇月〇日付で締結した上記業務に伴うデータ及び個人情報の保護に関する覚書第 4 条第 1 項に基づき、上記業務に係る個人情報管理責任者及び補助者を、下記のとおり定めたので通知します。			
職 名	氏 名	備 考	
(個人情報管理責任者)			
(個人情報管理補助者)			

※ 受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（社員証等の写し）を添付すること。

従事者名簿

令和7年 月 日

(あて先)

札幌市職員共済組合理事長

受託者 住 所

名称

氏 名



業 務 名

令和 7 年度 医療費通知作成等業務

令和7年〇月〇日付で締結した上記業務に伴うデータ及び個人情報の保護に関する覚書第4条第2項に基づき、上記業務に係る従事者を、下記のとおり通知します。

[illegible]

データ等授受者指定通知書

令和 7 年 月 日

(あて先)

札幌市職員共済組合理事長

受託者 住 所

名称

氏 名



業 務 名	令和 7 年度 医療費通知作成等業務	
令和 7 年〇月〇日付で締結した上記業務に伴うデータ及び個人情報の保護に関する覚書第 7 条第 1 項に基づき、上記業務に係るデータ等授受者を、下記のとおり定めたので通知します。		
職 名	氏 名	備 考
	㊟	
	㊟	
	㊟	

データ貸出・返却確認表 (CD-RW 又は DVD-RW 1 枚)

作業年月	主な 診療年月	データ貸出日 貸出担当者記名押印 札幌市職員共済組合	データ 件数	データ借 受確認欄 (受託者 側担当者)	データ返却・納品 返却・納品担当者 記名押印	返却・納品 確認欄 (共済組合 担当者)
令和 7 年 6 月	令和 7 年 1 月～3 月	令和 7 年 6 月 日	件	印	令和 7 年 6 月 日	印
		担当者.....印			担当者.....印	
令和 7 年 9 月	令和 7 年 4 月～6 月	令和 7 年 9 月 日	件	印	令和 7 年 9 月 日	印
		担当者.....印			担当者.....印	
令和 7 年 12 月	令和 7 年 7 月～9 月	令和 7 年 12 月 日	件	印	令和 7 年 12 月 日	印
		担当者.....印			担当者.....印	
令和 8 年 3 月	令和 7 年 10 月～12 月	令和 8 年 3 月 日	件	印	令和 8 年 3 月 日	印
		担当者.....印			担当者.....印	